8節 大綱6：市民参画・行政の取組

6-1 市民協働

■ 主担当課　市民協働課　■ 関係課　全課等

小施策

1 市民協働
2 事業提案・連携
3 コミュニティ

5年後の目指す姿

核家族化や少子高齢化の進行等により、生活に身近な課題が多様化する中、個々の気持ちが豊かになり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるごく当たり前の社会を実現するため、市と市民等が自主性と主体性を尊重した対等な立場で連携し、住民自治（まちづくり）協議会をはじめ、様々な市民活動団体の主体的な活動が進められるなど、市民が主体となって、地域の課題や実態に応じ、自ら積極的な地域づくりに取り組んでいます。その活発な活動は、年月を経て、新たな課題の発見と取組及び挑戦へと踏み出し、住民自治に大きな効果をもたらしています。また、地縁血縁社会の希薄化が進む中、暮らしやすさの追求に努めつつ、地域で暮らす市民同士の程よい関係性が保たれ、市民の笑顔の輪が増えています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022（令和4）	2023（令和5）	2025（令和7）	2027（令和9）
市民協働	住民自治（まちづくり）協議会数	各年度末時点における活動を継続している住民自治（まちづくり）協議会の数（市民協働課調べ） KPI	23団体	23団体	23団体	24団体
	本市ウェブサイト「市民活動団体の紹介」掲載数	各年度における本市ウェブサイト「市民活動団体の紹介」掲載数（市民協働課調べ） KPI	43件（2021）	45件	47件	50件
事業提案・連携	地域振興事業助成制度を活用し事業を実施した団体数	各年度における地域振興事業助成制度を活用し事業を実施した団体数（市民協働課調べ） KPI	6団体	10団体	10団体	10団体
コミュニティ	自治会等加入率	各年度末時点における自治会等に加入している世帯の割合（市民協働課調べ） KPI	73.0%（2021）	73.0%	73.0%	73.0%

関連する個別計画

・香取市市民協働指針（かとりの風）（2009（平成21）年度～）

1 市民協働

現状と課題

1 23の住民自治（まちづくり）協議会により、ほぼ市内全域で自主的かつ活発な活動が展開され、現行の条例及び指針で掲げる所期の目的を達成したため、活動等の現状を踏まえつつ、目の前の課題解決や将来展望に向けた施策等の推進方針を見直すほか、原点に立ち返り、市民、市議会、民間企業等と地元自治体である市が、いかに協働によるまちづくりを次のステップへと進化・拡充するのか、現在、その真価が問われており、それぞれの役割や活動等の在り方など、基本的な考えを明確に示す新たな条例の制定が必要です。

2 2011（平成23）年以降、23の住民自治（まちづくり）協議会が設立され、自治会のみでは対応できない地域課題等の解決に向け、独自の計画に基づき、地域色豊かな事業に取り組んでいます。引き続き、住民自治（まちづくり）協議会が対応すべき地域課題について検討を重ねつつ、協議会ごとに特色のある取組を進めるためには、協議会の求めに応じ、財政的・人的な支援を継続する必要があります。

3 将来にわたり、持続可能な地域主体の様々な取組を進めるため、住民自治（まちづくり）協議会の自立した活動等に係る組織運営等の強化と活動の活性化及び高度化に資する取組が必要です。

4 NPOやボランティアをはじめとした市民活動団体は、会員の高齢化や担い手不足等により、活動内容の低下及び存続が危惧される状況が増加しており、様々な主体が分野を越えて参画・連携・協働することで、担い手不足の解消及び活動の弱体化を補うことが求められています。

5 市民や市民活動団体等の活動拠点として、その役割を十分に発揮するため、みんなの賑わい交流拠点コンパス及び各市民センターの適切な管理・運営に努める必要があります。

取組方針

①（仮称）市民まちづくり基本条例の制定

協議会の設置が進み、自主的な活動が活発に展開され、現行条例や指針に掲げる所期の目的が達成されたため、活動等の現状を踏まえつつ、各協議会の抱える新たな課題や将来展望に向けた施策方針を確立するほか、市民、市議会、民間企業等とともに、協働のまちづくりを次のステップへと進化・拡充するため、それぞれの役割や活動等の基本的な考えを示す新たな条例を制定します。

主な取組	内　容	
市民協働指針の検証及び見直し	体制	・専門家委員会、各協議会、関係機関等との連携
	計画	・現状及び推進方針の見直しを踏まえた内容の検証 ・新たな推進方針等の明確化
基本条例の制定（既定条例の見直し・整理を含む）	体制	・市議会、専門家委員会、各協議会、関係機関等との連携
	計画	・現状及び他市等の事例を踏まえた内容の検討 ・新たな条例制定に係る趣旨等の明確化 ・既定条例の見直し及び整理 ・市議会基本条例の制定を踏まえた工程等の確認
	実行	・新条例の制定に係る趣旨等の周知 ・条例内容に係る市民等意見の反映 ・市議会基本条例の制定状況との調整

② 住民自治（まちづくり）協議会への継続支援

重点

各地区や協議会が自ら考える将来の姿や活動目標を実現するため、主体的な活動の充実や協議会運営の次なる展開に向けて、引き続き、市民活動支援センターによる相談支援体制を拡充するほか、地区担当職員やまちづくり（集落）支援員の配置による運営・活動に対する支援施策を継続しつつ、必要に応じ、それぞれの目的意識に基づく活動内容に対し、必要な財源措置を講じます。

主な取組	内　容	
住民自治（まちづくり）協議会の自主的な活動等に対する財政的・人的支援の継続	体制	・住民自治（まちづくり）協議会の設置及び円滑な運営に係る相談や助言の継続
	実行	・対象補助金の交付による財政的な支援の継続 ・活動内容に関連する市の担当部課等の事業スタンス及び推進方策等の提示
各協議会計画の見直し及び活動の強化等に係る支援方策の拡充	体制	・協議会活動に関連した事業等を所管する市の担当部課等の具体的な協働体制の確立 ・計画見直しに係る支援体制の確立
	計画	・計画の見直しや改訂等に係る支援方策の検討 ・計画見直し時における所管課等との協働施策の検討
	実行	・協議会活動と市が協働連携した具体的な施策の展開
市民活動支援センターによる人的支援等の継続	体制	・専門知識を有する職員等による相談助言体制の充実
	実行	・常駐センター職員による相談や助言の充実 ・支援員制度の活用検討
市民活動スペースの設置による支援の継続	実行	・協議会活動に係る情報発信、収集、交流の推進 ・利用者のニーズに即した設備導入等に係る検討 ・設置の趣旨や利用方法等の周知徹底
市民協働専門家委員会による支援の継続	実行	・専門家委員会による各協議会活動の実情等の把握や推進方針等に係る確認及び審議 ・活動内容等に係る示唆やアドバイス等の積極的な提示
まちづくり（集落）支援員による人的支援の継続	体制	・まちづくり（集落）支援員配置の継続及び増員の検討
	計画	・支援員採用方針等の明確化
	実行	・各住民自治（まちづくり）協議会の状況把握
地区担当職員による人的支援の継続	体制	・設置意義の再確認を踏まえた支援体制の充実
	計画	・担当職員に対するインセンティブの明確化及び付与の拡充
	実行	・協議会組織の強化、活性化のための後方支援の継続 ・担当職員に対する研修等の充実

③ 住民自治（まちづくり）協議会の組織強化と活動等の高度化

重点

市民協働による持続可能な地域づくりを進めるため、コミュニティビジネスの展開、NPO法人化に係る検討等、自立した組織体制と活動の確立を支援します。

主な取組	内　容	
自立した組織体制と活動の確立	実行	・住民自治協議会同士の意見交換や情報交換の活発化 ・必要な中間連携組織等の設置に係る協議 ・人材育成、研修会等の実施 ・先進事例等の情報の提供 ・活動運営支援マニュアルの整備及び提供 ・他の協議会との連携等による広域的な活動の促進 ・NPO法人化に係る情報の提供及び設置促進

④ 様々な市民活動団体に対する支援と相互連携の促進

多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応していくため、様々な市民活動団体の多様性、地域性、先駆性等の特性を地域の課題解決に活かすなど、市民活動団体と自治会、行政等の団体間連携を促進し、具体的な活動を支援します。

主な取組	内　容	
NPOやボランティアをはじめとした市民活動団体への活動支援の継続	体制	・各団体の事業継続を含めた適切な相談体制の構築
	実行	・情報発信、収集、交流の推進 ・市民活動支援センターによる活動支援施策の充実 ・適正な補助事業の執行と団体活動の把握

⑤ みんなの賑わい交流拠点コンパス及び市民センターの適切な管理運営　重点

みんなの賑わい交流拠点コンパスについて、複合施設の利点を活かしつつ、民間活力を活用した適切かつ多様な管理運営に努め、市民活動等の拠点として、暮らしやすいまちづくりと様々な交流やにぎわいの創出へ寄与する取組を進めます。また、各市民センターについて、市民活動等による活用状況を踏まえつつ、必要な設備の更新等を図るなど、適切な維持管理及び運営に努めます。

主な取組	内　容	
みんなの賑わい交流拠点コンパスの適切な管理運営	体制	・指定管理者、施設利用推進委員会等との連携
	実行	・民間活力を活用した適切な管理運営の実施 ・定期的なモニタリングの実施 ・利用者増加施策の展開
各市民センター（いぶき館・さつき館）の適切な維持管理と運営の充実	実行	・施設の適切な維持管理の実施及び運営の充実 ・施設稼働率の向上及び利用者増加施策の展開 ・施設のLED化、空調機更新、外構整備等の実施

2 事業提案・連携

現状と課題

1 地域の活性化や地域課題の解決等を目的とした事業を行う市民活動団体の活動に対し、審査会による客観的な審査等を経て、補助事業の適用による支援をしており、活動団体による事業継続が厳しい状況にある中、活動初期の財政的支援とともに対象事業のPR等に努めるなど、活動継続に向けたサポートが必要となっています。

2 市の事業等に対する市民や企業の意見、提案を受け付け、民間企業等のノウハウや経営力を市政に活かす取組が求められています。これまでの連携協定に基づく事業の展開に加え、透明性の高い民間企業等提案制度の導入により、より実用的かつ効果的な施策の展開が必要です。

3 様々な分野に及ぶ地域の課題解決を図るため、例えば、高校生の気づきや大学の研究テーマ等と合致した施策を展開するなど、より効果的かつ洗練された取組が求められており、これまでの大学等との連携協定に基づく協力や施策の連携を引き継ぐほか、より客観的な採用等の判断や連携目的の明確化及び適切な評価をしながら、まちづくりに資する効果的な仕組みの一つとして、その充実を図る必要があります。

取組方針

① 地域振興事業に対する継続支援

重点

地域の活性化や地域課題の解決等を目的とした事業を行う市民活動団体に対して支援を行うなど、引き続き、地域振興に資する活動を推進していく体制を構築します。

主な取組	内　容	
地域振興事業への支援	体制	・地域振興事業審査会、関係機関等との連携 ・団体の事業継続を含めた適切な助言の実施
	計画	・継続的な活動を意識した事業促進計画の策定
	実行	・適正な補助事業の執行と現状把握 ・市ウェブサイトなどによる事業の周知
	見直し	・実施事業における効果の見える化

② 事業連携に係る民間企業等提案制度の導入検討

市民や企業等から、市との事業連携に係るテーマごとの提案を公募し、審査のうえ、採用したアイデアの事業化の際は、改めて事業連携を希望する企業等を公募して具体化させる仕組みを構築するなど、より透明性の高い事業連携制度を構築し、その実用化を図ります。

主な取組	内　容	
民間企業等提案制度の導入検討	体制	・民間企業等の意見をどこまで取り入れるかを判断する審査会等の設置
	計画	・民間企業等提案制度の制度設計 ・市民の意見を見える化するための事業計画の策定
企業等からの申入れによる連携協定に基づく事業展開の検討	体制	・総合窓口及び採用に係る客観的な判断体制の確立
	実行	・協定項目に基づく具体的な連携事業の考察及び実践 ・目的や効果等の適切な記録と評価 ・災害協定に基づく内容確認等備えの充実

③ 高校・大学等との連携及び協働事業の推進

重点

市民と高校、大学等が協力関係を築き、様々な分野に及ぶ地域課題の解決等を図るため、必要に応じ、連携協定に基づく事業を推進します。特に、高校生の気づきや発想を活かす取組のほか、大学等の研究テーマと合致した施策の展開を図るなど、客観的な判断の下、効果的な事業の促進に努めます。

主な取組	内　容	
高校・大学等との連携施策の促進	体制	・市民、高校、大学等との連携体制の構築 ・具体的な活動推進組織の育成 ・総合窓口の設置 ・協定締結等に係る判断を含めた体制の構築
	計画	・趣旨や活動内容等の効果的な情報発信方法の検討 ・協定締結に係る採用基準やモデル事業等の検討
	実行	・市民と高校、大学等が連携した取組への支援 ・取組内容の効果的な情報発信 ・目的や効果等の適切な記録と評価

3 コミュニティ

現状と課題

1 地域コミュニティ活動の中心である自治会等の行う自治活動は、少子高齢化等により、小規模な自治会など、役員の選出や事業運営等に支障が出ているほか、組織の存続自体が危惧されており、引き続き、組織間の連携や統合等も視野に入れつつ、地域や団体等の実情を踏まえた支援体制を充実させる必要があります。また、地縁血縁社会の希薄化が進む中、地域で暮らす市民同士の程よい関係性を維持及び構築するため、コミュニティ意識の醸成に資する取組の強化及び具体的な施策の展開が求められています。

2 地域コミュニティ活動の拠点である地区集会施設は、災害時に一時的な避難場所として活用されるなど、市民の暮らしや交流活動等に重要な施設であるため、継続的な維持・整備への支援が必要とされる一方、自治会組織の縮小を見据えつつ、長期的かつ計画性のある施設の管理や整備が求められています。

3 自治会や町内会等が自主的に取り組むコミュニティ活動を支援するため、市民の暮らしの中で慣例化したお祭り用品等の整備をはじめ、地域の交流や親睦を目的とした活動等に対して必要な支援をしており、少子高齢化等の地域の実情を踏まえながら、支援を継続する必要があります。

取組方針

① 自治会活動等への継続支援及びコミュニティ意識の醸成

地域活動の中心的な役割を担う区・町内会・自治会及び様々な団体等の活動状況を把握し、それぞれの地域特性や課題に応じた支援を図るほか、市政の円滑な運営及び自治活動の活性化を図ることを目的として、自治会等に行政連絡業務等を依頼し、各自治会の規模、世帯数に応じた交付金の支給を継続して行います。また、少子高齢化等による活動の縮小等、自治会自体の存続に関わる課題が生じる懸念もあるため、地域の実情を踏まえた柔軟な活動サポート体制を構築します。なお、地縁血縁社会の希薄化に伴い、地域で暮らす市民同士の程よい関係性を構築するため、コミュニティ意識の醸成を図ります。

主な取組	内　容	
自治会活動の維持と円滑な行政情報の伝達	体制	・地域の実情を踏まえた柔軟なサポート体制の構築
	計画	・自治会活動の現状把握と今後の運営に係る検討
	実行	・行政連絡業務交付金の支給の継続 ・自治会等への加入勧奨に係る支援
地域における様々な活動の把握及び支援	体制	・社会福祉協議会、関係機関等との連携
	計画	・地域活動団体の把握及び支援施策の検討
コミュニティ意識の醸成	体制	・自治会、地域活動団体、関係機関等との連携
	実行	・地域との関わり方やコミュニティ意識の醸成等に係る情報の周知 ・コミュニティ活動促進に係る支援措置の普及

② 地区集会施設の整備への支援

重点

地域コミュニティ活動の中心となる地区集会施設について、地域の活動規模や施設等の状況を把握し、整備等に係る支援の必要性を判断しながら、当該費用に対する助成を行います。

主な取組	内　容	
地区集会施設の整備等に対する支援	実行	・地区集会施設の新設及び修繕に関する支援の継続
	見直し	・地域の活動規模に合わせた管理運営サポートの検討

③ コミュニティ助成事業による地域活動等への支援

重点

地域コミュニティ活動の円滑な実施及び内容等の充実を図るため、各自治会やコミュニティ組織等の活動に必要な事項を把握しながら、当該活動等に対し、より効果的な支援措置を検討するほか、補助事業の適用については、支給地域に偏りがないよう必要な調整等を図るなど、コミュニティ活動の幅広い活性化につなげる支援策を講じます。

主な取組	内　容	
コミュニティ助成事業による地域活動等への支援	実行	・地域間のバランスを踏まえた事業採択 ・補助事業の適用による支援効果の把握

みんなの賑わい交流拠点コンパス

6-2 SDGs

8節 大綱6：市民参画・行政の取組

■ 主担当課　企画政策課　■ 関係課　全課等

小施策

1 推進体制
2 事業展開方策

5年後の目指す姿

SDGsの推進に係る組織体制が整備され、行政及び市民、NPO及び民間企業がSDGsの理念や行動指針を基にそれぞれの役割を認識し、持続可能な地域社会の実現に努めています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022（令和4）	2023（令和5）	2025（令和7）	2027（令和9）
推進体制	SDGsに係る研修等への参加者数	SDGsに係る研修等への累計参加者数（企画政策課調べ） KPI	―	100人	200人	300人

目標1【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

目標2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標3【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

目標6【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

SDGsの17のゴール（1～6）

1 推進体制

現状と課題

1 各課等において実施している各種施策はSDGsの趣旨に基づく取組及び17のゴールにつながっているものも多いことから、その関係性を深く理解し、各施策等の推進を図るため、部課等を横断する推進体制をはじめ、様々な観点から、幅広い主体による執行体制整備を確立する必要があります。

取組方針

① SDGs推進体制の整備

重点

各課等における各種施策とSDGsにおける17のゴールとの関係性を深く理解し、各施策等の推進を図るため、研修会の実施など啓発活動や民間事業者との連携を図り、部局を横断する推進体制や幅広い主体による執行体制を整備します。

主な取組	内　容	
推進体制の整備	体制	・専門家や市民等による推進協議会の設置 ・部課等を横断する推進体制や執行体制の整備
啓発活動の促進	実行	・SDGsの知識が豊富な人材の育成 ・研修会の実施
民間事業者との連携	体制	・民間事業者（ステークホルダー）の発掘と連携体制の構築
	実行	・情報や取組等の周知

SDGsの17のゴール（7～12）

2 事業展開方策

現状と課題

1 SDGsを推進するため、関連施策を確認しながら、市が何をどのように実施していくべきか、既に取組を進めている市民、NPO、民間企業及び先進自治体等の動向把握を含め、具体的な検討を行い、一丸となって、SDGsにおける17のゴールに向けた取組を展開する必要があります。

取組方針

① 全庁的なSDGs推進に向けた事業展開

重点

市としてどのような事業を行っていくべきか民間事業者との連携も含め、モデルとなる先進事例の把握を行いSDGsの推進に努めます。また、本市独自の登録認証制度や補助制度などについて検討するなど、市内の企業・NPO・ボランティア団体等にSDGsを推奨します。

主な取組	内　容	
全庁的なSDGsの推進	計画	・17のゴールと各課等施策の関連付け ・モデル先進事例の把握及び検討 ・推進方針等の作成
	実行	・SDGs推進の機運の醸成 ・モデルとなる先進事例の把握と普及
民間事業者との連携の推進	計画	・民間事業者と連携した取組の検討
	実行	・企業版ふるさと納税の活用
市内事業者のSDGsの推進	実行	・市内事業者へのSDGs推奨の取組検討と実施

目標13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SDGsの17のゴール（13～17）

8節 大綱6：市民参画・行政の取組

6-3 過疎対策

■ 主担当課　企画政策課　■ 関係課　全課等

小施策	
	1 過疎対策
	2 移住・定住

5年後の目指す姿

人口動態や財政規模等の実情を踏まえつつ、過疎地域からの脱却に向けて、人口減少及び少子高齢化対策を中心として、地域の魅力や資源を活用した効果的な施策をはじめ、地域活力の向上に資する積極的な取組が数多く展開され、持続可能な地域社会が着々と形成されています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022（令和4）	2023（令和5）	2025（令和7）	2027（令和9）
過疎対策	過疎対策事業債の活用実績	過疎対策事業債の累計発行額（財政課調べ）	28億円（協議額）	37億円	62億円	114億円
移住・定住	本市の移住者支援を活用した移住者数	各年度における移住者支援金を活用した移住者数（企画政策課調べ） KPI	5人（2021）	5人	5人	6人

関連する個別計画

・香取市過疎地域持続的発展計画（2022（令和4）年度～2025（令和7）年度）

1 過疎対策

現状と課題

1 過疎計画で掲げる各項目の基本目標等を達成するため、展開する各施策事業の進行管理や効果測定等の客観的な評価を行いながら、必要に応じ、計画内容の見直しをする必要があります。

取組方針

① 過疎地域持続的発展計画の効果的な推進

過疎計画に掲げた各項目の基本目標等を達成するため、各事業の進行管理等を実施しながら、展開施策の効果的な執行に努めるほか、必要に応じて過疎計画掲載事業等内容の見直しを行います。

主な取組	内　容	
過疎計画の進行管理と評価	実行	・計画の進捗状況等に係る進行管理の実施 ・人口減少及び少子高齢化対策の総合的な展開及び調整 ・全庁的な取組による展開施策の効果的な執行 ・人口減少対策等に係る主要施策の明確化
	見直し	・まち・ひと・しごと創生推進会議による定期的な事業進捗状況等の評価の実施 ・必要に応じた過疎計画掲載事業の見直しの検討

佐原地域を空から望む

2 移住・定住

現状と課題

1 若者や子育て世代などの転出が加速している本市においては、その対策の一つとして、移住・定住施策を積極的に進めるに当たり、市の魅力づくりや人口減少対策等を組織横断的に集約し、総合的にプロモートする体制を構築するなど、政策意図を明確にしながら、より効果的な施策として組み立て直す必要があります。他自治体との差別化をはじめ、本市の強みを活かした、特色ある移住・定住支援制度を推進するなど、具体的かつ早急な取組が必要です。

取組方針

① 移住・定住支援措置の充実

重点

市の魅力を組織横断的に集約し、総合的にプロモートする体制を構築します。また、基幹産業である農業で体験等の充実や、地域おこし協力隊を活用した市民巻き込み型の交流を促進し、移住予備軍ともなる関係人口の拡大を図ります。さらに、若い世代が一度は転出しても、将来的に市内への就職・定住につながるような情報提供や、若い世代が希望を持ってふるさとで働き生活することができるよう、移住に当たっての支援や環境整備などを推進します。

主な取組	内　容	
移住・定住希望者への情報提供の推進	体制	・各課の情報を一元的に集約し、総合的なプロモーション体制の構築
	計画	・移住定住促進計画の作成
	実行	・効果的な情報提供媒体等の検討及び施策の実施
移住者への支援	実行	・移住者への支援の充実 ・企業への周知方法の確立
農家体験ツアー等の実施	体制	・受入体制の充実を図るための支援措置の検討
地域おこし協力隊の採用及び活動への支援	計画	・採用方法等の作成
	実行	・募集ジャンルの総合的な調整及び効果的な募集 ・隊員間の連絡・協議の場の設置等による支援
婚活や結婚新生活に係る支援措置の展開（再掲）	体制	・民間事業者及び取組団体等との連携
	計画	・若年層等の結婚に係る意識や動向等の把握 ・婚活支援方針等の作成 ・結婚を望む男女の出会いの場の創出等の検討 ・現状把握及び市民意向調査
	実行	・婚活に係る必要な支援措置の展開

6-4 地域間交流・国際交流

■ 主担当課 市民協働課
■ 関係課 企画政策課 学校教育課

小施策

1 地域連携・地域間交流
2 国際交流

5年後の目指す姿

姉妹都市等との交流により、それぞれの郷土や歴史・文化に係る相互理解を進めるなど、市の政策上、重要テーマに対する地域連携施策が積極的に展開されるほか、近隣市町との共同による課題解決に向けた取組をはじめ、関係人口の増加に資する具体的な取組の強化により、地域経済及び市の活性化に向けた筋道を着々と築いています。また、時代や市民意識等の変化を踏まえた国際化に係る市の取組も明確に示され、市内在住の外国人などの生活課題への対応及び洗練された国際交流活動が市民の主体的な活動等とともに行われ、外国との文化、言葉の違いを乗り越えて、誰もが快適に暮らせる地域を目指しています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022（令和4）	2023（令和5）	2025（令和7）	2027（令和9）
地域連携・地域間交流	姉妹・友好都市との民間交流事業件数	各年度における姉妹都市等（5都市）と本市の民間団体等が、相互訪問、産品PR、オンライン交流事業等を実施した件数（企画政策課調べ） KPI	4件	5件	6件	7件
国際交流	市国際交流協会における通訳ガイドボランティア案内件数	各年度の市国際交流協会における外国人来訪者に対する市内案内件数（市民協働課調べ）	0件（2021）	60件	80件	80件

友好都市締結記念五重塔（福島県喜多方市）

1 地域連携・地域間交流

現状と課題

1 地域間交流の取組については、兵庫県川西市、福島県喜多方市、佐賀県鹿島市、茨城県つくばみらい市及び北マリアナ諸島自治連邦区サイパン市などの姉妹・友好都市等との都市間交流を通じて、観光、物産振興に努めるほか、災害協定をはじめ、観光・文化財・水上スポーツ等の活動目的を共有する組織体（サミット等）への参加による様々な自治体間との連携を図るなど、市民相互の交流活動を高める事業の実施を含め、必要な施策テーマに基づく取組を進めています。今後も、市民等に対し、締結済みの姉妹・友好都市に関する認知度を高めるなど、より効果的な連携及び交流事業の展開が求められています。

2 近隣自治体との連携については、事務の委任行為や一部事務組合の構成等による取組のほか、成田国際空港圏や利根川下流域の市町村とともに、共通課題の解決や広域的な視点による地域の活性化を図ることを目的とし、組織的な活動及び協議等を行っています。特に、空港圏に係る協議等においては、2028（令和10）年度末に予定されている「成田空港の更なる機能強化」の効果を最大限に活かすため、国・県・周辺自治体・成田国際空港株式会社（NAA）等で組織する幾つかの団体を中心として、それぞれの役割に応じた活動等を行っていますが、いかに本市が機能強化に伴うメリットを享受できるか、未だ不透明な要素も多く、十分な検討及び関連施策の立案等、具体的な対策が必要になっています。

3 デジタル技術を活用した交流の推進については、ICT活用の観点から、オンラインWeb会議システムを使い、遠方にある姉妹都市等とも距離を感じることなく、顔の見える交流を行っています。現在、佐賀県鹿島市と北マリアナ諸島自治連邦区サイパン市とは、児童・生徒によるオンライン交流を行い、お互いの地域の歴史・文化等について理解を深めています。今後は、他の姉妹都市等との交流へも応用できるよう、実施計画や幅広い実施方法等を具体化しながら、実際の交流事例等の実績を積み上げていく必要があります。また、交流自治体の情報を互いの住民に向けて広く発信し、認知度を向上させ、魅力をPRするためにはICT（SNS等）の活用が効果的であり、そのためには、人々の目に留まる、心に残る印象的な発信が求められるため、効果的な発信をするための研究を行う必要があります。

4 人口減少等が進み、市内の産業経済及び様々な交流活動等の停滞が顕著なため、政策的な意図による人の交流や物流等の活発化に対し、より一層、具体的な措置を講じる必要があります。地域間交流の多様化へ対応するほか、交流人口はもとより、特に、観光客入込数を含まない関係人口の増加を図るため、具体的な施策推進テーマと対象を絞るなど、より効果的な取組を見出しながら、積極的な対策を講じる必要があります。

取組方針

① 姉妹・友好都市等との交流を通じた各分野における連携

重点

本市と姉妹都市等協定を締結する自治体について、産業まつり、市民レガッタ、商品PR等での交流を行っており、より効果的な事業となるよう見直しを行う等、新たな交流事業を検討します。また、市民の認知度を向上させ、交流による相互理解や地域振興への波及効果を高めていき、市民や民間団体・事業者が主体となって交流が活発に行われるように努めます。姉妹都市等の住民が本市に関心を持ち、日常的に本市産品の購入や、本市への観光行動の誘導、共同事業の創設など経済効果の向上を促進します。

主な取組	内　容	
姉妹・友好都市等との連携の推進	計画	・兵庫県川西市、佐賀県鹿島市、茨城県つくばみらい市及び北マリアナ諸島自治連邦区サイパン市との新たな交流事業の検討 ・福島県喜多方市との市民や民間団体・事業者相互の交流を高める事業の検討 ・岩手県山田町との友好都市等締結に係る取組の検討 ・修学旅行等学校行事での相互訪問に係る取組の検討
	実行	・姉妹都市等との必要な交流分野等の選考及び拡充 ・姉妹都市等に係る認知度の向上及び周知方策の実施
	見直し	・協定締結自治体との申合せ事項に係る具体的な内容の確認及び定期的な検証と見直し
あやめサミットや小江戸サミット等政策テーマに基づく連携活動の推進	実行	・各サミット等への参加意図及び効果の確認及び明確化 ・適切な活動の探求及び必要な取組の推進

② 近隣市町との広域連携の枠組みを活かした新たな事業展開の検討

重点

成田空港圏近隣市町の地理的優位性を享受できるよう、インフラ・物流・観光分野等において、市単独ではなく地域全体でメリットを活かした広域連携での事業展開を実施するため、関係市町と協議・検討を進めていきます。

主な取組	内　容	
事務の委任や一部事務組合等の構成による連携	実行	・必要な施策項目の確認及び措置の適用
成田国際空港関連自治体等との連携の推進	体制	・各協議会、県、成田国際空港株式会社（NAA）との連携
	計画	・関連するインフラの整備及び重点プロジェクトの立案や推進等必要な施策に係る事業展開に向けた検討
	実行	・規制緩和等土地利用の弾力化に係る取組
利根川下流域自治体との連携の推進	見直し	・団体の在り方や今後の活動方針等に係る協議

③ デジタル技術を活用した交流の推進

ICT（SNS等）を活用し、姉妹都市等の魅力を住民に向けて相互に広く情報発信を行います。また、幅広い、効果的な交流施策を展開するため、教育現場ではGIGAスクール構想で整備された1人1台端末も活用し、児童生徒の遠隔地とのオンライン交流を実施し、更なる展開に向けて改良を重ね、事業を推進します。

主な取組	内　容	
児童生徒のオンライン交流による事業の展開	体制	・鹿島市及びサイパン市等との事業連携体制の構築 ・教育委員会等との連携
ICTの活用による幅広い交流活動の展開	計画	・オンライン交流に係る活動推進方針等の作成 ・ICT（SNS等）の活用による相互の情報発信の検討 ・ICT（SNS等）の活用による交流事業等の検討

④ 地域間交流の多様化及び関係人口の増加に向けた対応の強化

低迷している地域経済や市民活動の活発化及び様々な営み等の活力を高めるため、人やモノの流れを活発化するには、地域間交流が多様化している現状を的確に把握しながら、具体的な推進テーマやターゲットを絞るなど、より戦略的な対策を講じる必要があり、特に、観光入込客数を含まない関係人口の増加を図る取組の強化に努めます。

主な取組	内　容	
関係人口の増加促進に係る取組の強化	体制	・庁内推進体制の構築
	計画	・地域間交流の実態把握及び事例の研究 ・様々なつながりを意識した推進テーマの発見 ・関係人口増加促進行動プランの作成

2 国際交流

現状と課題

1 ICT（SNS等）環境の充実が進む中、よりグローバルな感覚や対応が求められており、国際化への対応及び国際交流の重要性は、市民の暮らし及び行政サービスを展開するに当たり、もはや当たり前となっているため、今一度、市の行うべき国際化への対応方針等を明確にし、立ち位置や実施施策等を吟味しながら、本市に相応しい取組として確立する必要があります。また、市民の国際理解に係る認識を高めるため、市民や活動団体等の主体的な取組及び参加・協力を促進することにより、様々な国際交流の場づくりを進める必要があります。

2 国際化への対応を進めるに当たり、特に、市内の在住・在勤外国人への対応をはじめ、国際理解や多文化共生等に特化した施策を推進するなど、より質の高い取組が求められています。市として当該施策を積極的に推進することにより、市民の国際理解の向上及び、より開かれた意識の高揚につなげるため、既存施策の拡充はもちろん、新しい観点を踏まえた施策の立案・展開を図るほか、在住外国人等の暮らしの安定に係る大小様々な課題に対し、具体的かつきめの細かい対応措置を講じることが重要となります。引き続き、市民活動団体や関係機関等との連携を図りながら、洗練された国際交流事業の定着化を図る必要があります。

3 義務教育における外国語指導講師は、当該言語の習得はもちろん、国際理解の向上及び多文化共生に係る取組に対し、大きな影響を及ぼします。したがって、指導力の向上を目的とした研修会を年3回、相互授業参観を年2回実施しており、引き続き、研修内容の充実及び計画的な執行に努める必要があります。また、各学校の外国語担当教員との合同研修会を行うなど、幅広い連携や活動内容の高度化、高質化に取り組む必要があります。

取組方針

① 国際化に係る取組方針等の明確化及び交流事業の推進

ICT（SNS等）環境の充実等により、人々の意識も大きく変革し、もはや、国際化や国際交流への対応は、様々な分野で必須事項となっている状況を踏まえ、今一度、市の国際化への対応方針等を確認・明確化するほか、必要な施策等を吟味し、本市に相応しい取組を確立します。また、在住外国人等の暮らしの中で直面する大小様々な課題に対し、きめの細かい支援措置を講じるなど、具体的な施策等を執行する際は、必要に応じ、市民や関係活動団体等の主体的な取組及び参加・協力を促進するほか、様々な機会を通じ、国際交流の場づくりに努めます。

主な取組	内　容	
国際化及び国際交流に係る取組方針の確立	体制	・所管及び事務分掌の確立 ・教育委員会、活動団体等との連携
	計画	・国際化及び国際交流に係る対応方針の明確化
滞在外国人等に対する支援措置の検討	体制	・教育委員会、関係機関等との連携
	計画	・問題等の現状把握と課題の共有化及び対応方針の確立 ・具体的な支援措置の検討
	実行	・義務教育現場における対応の充実 ・暮らしの充実等に係る支援方策や必要な措置等の実施
国際交流協会等各市民活動団体等への支援	実行	・市国際交流協会の位置付け及び役割等の確認 ・国際化に係る市民活動団体の育成や活動等に係る支援
国際交流員（CIR）の採用	見直し	・事業効果の確認及び採用継続に係る検討
中学校国際交流事業の実施（再掲）	計画	・今後の事業実施方法（派遣先を含む）について検討
	実行	・実施等に係る明確な判断基準の設定

② 多文化共生に向けた取組の推進

教育、文化、産業、スポーツなどの幅広い分野について、国際理解の推進に係る新たな視点を加えた事業を展開するため、多文化共生の観点を加えた国際交流事業の充実を模索し、当該事業の組立等を図る段階から、市民関心度等の向上や既存交流事業内容の充実等を念頭に置き、市民団体活動等の高度化、高質化を含め、より洗練された国際交流事業の定着化を図ります。

主な取組	内　容	
多文化共生に特化した国際交流事業の推進	体制	・教育委員会、市民活動団体、関係機関等との連携
	計画	・多文化共生に係る取組の研究及び推進事業の明確化 ・多文化共生施策の推進に係る方針等の作成
	見直し	・新たな交流事業の推進を踏まえた既存事業の検証
市内在住・在勤外国人への日本語対応及び多文化共生等国際理解の推進	体制	・教育委員会、国際交流協会等市民活動団体との連携
	計画	・窓口での多言語対応等、外国人向けの行政サービスの向上に係る課題共有と解決に向けた対応方針の明確化 ・多文化共生及び国際理解の推進に係るパイロット事業の考察
	実行	・多文化共生等国際理解施策の推進

③ 義務教育における外国語指導講師の指導力向上

国際理解の向上及び多文化共生に係る取組の効果を念頭に置きつつ、外国語指導講師と外国語担当教員との連携、デジタル教科書の活用や外国語教育推進地区の実践事例等を研究しながら、当該講師の指導力の向上を図ります。また、研修会や相互授業参観により、指導方法の共通理解や授業の振り返り、情報交換を行います。

主な取組	内　容	
外国語指導講師指導力向上事業の推進	実行	・外国語指導講師の研修会、相互授業参観の充実 ・講師採用に係る審査基準の確立

6-5 広報・広聴

8節 大綱6：市民参画・行政の取組

■ 主担当課　秘書広報課　■ 関係課　議会事務局・全課等

小施策

1 広報
2 広聴
3 地域プロモーション

5年後の目指す姿

市民等の求めに応じ、多種多様なツールを活用し、市政に関する情報が的確に発信され、また、総合的な広聴施策の拡充が進み、市民の意見が十分に反映された行政運営や計画等の策定及び重要施策の決定がなされています。なお、市の魅力と豊富な資源を活かし、地域プロモーションの充実に係る戦略的な取組が進められ、その効果が着々と現れています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022（令和4）	2023（令和5）	2025（令和7）	2027（令和9）
広報	ウェブサイトへのアクセス月平均件数	各年度における市ウェブサイトへのページ別訪問延べ件数（月平均）（Googleアナリティクスによる集計）（秘書広報課調べ）	142,911件（2021）	150,000件	160,000件	170,000件
	市公式SNSの利用登録者数（その1）	各年度末時点における市の公式LINE友だち登録者数（秘書広報課調べ）	－	2.0千人	3.5千人	5.0千人
広聴	グループ座談会等の参加者数	各年度におけるグループ座談会や出前講座等の参加者数（秘書広報課調べ）	142人	200人	250人	300人
地域プロモーション	ふるさと納税受入件数	各年度のふるさと香取応援寄附金受入件数（企画政策課調べ） KPI	28,204件（2021）	45,000件	67,500件	90,000件
	市公式SNS等の利用登録者数（その2）	各年度末時点の秘書広報課所管分Instagramフォロワー数（秘書広報課調べ） KPI	2,987人（2021）	4,000人	5,000人	6,000人
		各年度末時点の秘書広報課所管分Facebookフォロワー数（秘書広報課調べ） KPI	703人（2021）	750人	800人	850人
		各年度末時点の秘書広報課所管分YouTubeチャンネル登録者数（秘書広報課調べ） KPI	705人（2021）	750人	800人	850人

1 広報

現状と課題

1 主たる情報発信の方法が、広報誌、市ウェブサイト及び一部のソーシャルメディア（Instagram、Facebook、YouTube、LINE）の活用のみとなっており、市の総合的な情報提供方針や運用等が明確とは言えないため、それぞれの役割及び効果等を勘案しながら、特に、内容の充実及び情報提供のタイミングの改善等を図るほか、紙媒体や広告表示等の既存の情報提供方法の抜本的な見直しを含め、市民等の要望、生活スタイルの変化や需要に応じた質の高い情報発信体制の再構築及び手法を確立する必要があります。

2 市議会の審議内容や結果は、議事録による公開のほか、議会だよりや市ウェブサイトに掲載しており、本議会の中継や録画分もスマートフォン等からの閲覧が可能となっています。また、各委員会の映像配信や公開方法について検討を進めており、市民に対し、広報内容の充実を図りつつ、より適切な情報発信方法の検討が必要です。

取組方針

① 広報誌の内容及びSNS等の活用による情報発信の充実

市民等の要望や生活スタイルの変化への対応など、需要等に応じ、広報誌等既存の情報提供媒体の充実を図るほか、市としての総合的な情報提供方針等を確立しながら、特に、市外向けコンテンツを発信するFacebookやInstagramに加え、市民向けコンテンツを発信する市公式LINEの開設・運用を検討します。また、市ウェブサイトについてもコンテンツの見づらさ等の指摘を踏まえ、地域プロモーションの観点を加えながら、全面的なリニューアル等を進めます。

主な取組	内　容	
市としての総合的な情報提供方針等の確立	体制	・広報主任制度等情報発信推進体制の再構築 ・広報モニター制度の充実
	計画	・現状把握と課題等の整理 ・地域プロモーションの観点を踏まえた総合的な情報提供方針等の作成
	見直し	・情報提供媒体及び方法等の見直し
広報誌発行内容の充実	実行	・年度計画に基づく編集及び発行 ・広報主任制度等の拡充
	見直し	・広報誌に対する意見や感想の集約方法の見直し ・広報誌発行に係る周知方法のツールを拡充
ソーシャルメディア運用方針等の統一	体制	・庁内連絡協議組織の設置
	計画	・全庁的なSNS等の開設 ・運用ガイドライン及び運用ポリシーの策定
	実行	・各課独自のSNS等アカウントの一元化や共同運用の推進
市ウェブサイトの全面的な更新及びソーシャルメディア活用方法等の拡充	実行	・市ウェブサイトの全面的な更新 ・双方向を意識したソーシャルメディア活用方法の採用
	見直し	・子育て世代などターゲットを明確にした構成の検討 ・市の魅力にフォーカスしたページの作成 ・本市らしい移住定住施策の専用ページの作成 ・市民の郷土愛を醸成するため、市の魅力を再発見できるコンテンツの作成

② 市議会活動等に係る積極的な情報の発信

市議会広報特別委員会の設置・活動状況等を踏まえ、議会だよりの内容充実に努めるとともに、市ウェブサイトへの掲載やコンビニエンスストア等に配置するなど、新聞未購読者等への対応を拡充します。また、現在、本会議のみの中継を行っており、関係する委員会の映像配信も行うべきとの意見もあるため、例えば、議会改革に係る取組の状況等を踏まえつつ、当該中継システムの更新時に合わせて対応するなど、市議会の協議結果を踏まえた措置を講じます。

主な取組	内　容	
議会だよりの内容及び情報伝達手段の充実	実行	・市議会広報特別委員会の設置及び活動状況等の反映 ・議会だよりの内容充実及び配布方法の検討
議会中継の拡充	計画	・会期中の委員会に係る映像配信等の検討
議会改革に係る取組との連携	計画	・市議会活動等に係る積極的な情報発信手法の検討
	実行	・ICT機器の活用等情報関連施策との連携

2 広聴

現状と課題

1 市民の声等を市政へ的確に反映するためには、市民の意向を様々な角度から把握する必要があり、「市長への手紙」に対する対応状況をはじめ、各課等で実施している各種アンケートの調査結果や計画策定時のパブリックコメント等で寄せられた意見など、関係課等はもちろん、庁内での共有や幅広い活用等利活用が求められており、特に、全庁的な広聴姿勢の徹底、総合的かつ戦略的な体制の整備及び機会の充実等が必要です。

2 既存の出前講座・グループ座談会の積極的な開催を促すほか、必要に応じ、市の政策上、重要な課題の解決等につながるテーマ等を設定し、目的意識の共有を前提とした広聴活動の展開を図り、市政に対する市民参加意欲の向上促進等を含め、より洗練された広聴施策の充実を図る必要があります。

取組方針

① 総合的な広聴体制の整備及び市民意向の適切な把握

市民の意向を集約する各種アンケートを実施する前から庁内での情報を共有し、時宜を得た設問等の採用に係る確認体制をとるほか、アンケート等の調査結果を庁内で共有するなど、関係課等はもちろん、全庁的な広聴姿勢の徹底及び総合的な連携・共有体制の構築を図ります。また、多様な市民参加の手法や新たな広聴活動の方策など、機会の拡充等について検討します。

主な取組	内　容	
総合的かつ戦略的な広聴体制の整備	体制	・専任担当職員を配置した広聴業務一元化の検討 ・庁内連携体制の充実
	計画	・現状把握と課題等の整理 ・総合的かつ戦略的な広聴活動推進方針等の作成
多様な市民参加手法の検討	実行	・市民の行政への意見等を聴取する場や行政との議論の積極的な設置 ・計画策定時のパブリックコメント、市民アンケートの実施 ・「市長への手紙」に係る対応の充実
直接市民の声を聴く機会の検討	実行	・対面式の市民懇談会（タウンミーティング）やグループ座談会のほか、新たな広聴機会等の検討

② 目的意識の共有等を前提とした広聴活動の展開

市民等に対する出前講座・グループ座談会の開催促進に係る取組を強化しつつ、市の政策上、重要な課題の解決等につながるテーマ等を設定し、市民等との課題認識や目的意識の共有を前提とした広聴活動の展開を図ります。具体的には、住民自治協議会をはじめ、積極的な活動を行う市民活動団体等の取組と連携し、各団体等の活動や課題等に即したテーマを選定するなど、市の取組や課題の認識等を明らかにしながら、同じ目線、同じテーブル上での協議や意見交換をする場として、積極的な市民活動等の展開へとつながる取組に努めます。

主な取組	内　容	
市民等との目的意識の共有等を図る庁内体制の整備	体制	・庁内連絡連携体制の拡充
	計画	・市の重要政策に係る検討テーマの設定
	実行	・各課等における各行政課題等に対する方針等の明確化 ・市の方針や取組等に係る市民等への周知徹底
出前講座・グループ座談会の開催促進等に係る取組の展開	体制	・住民自治協議会、市民活動団体等との連携
	実行	・市の重要政策テーマや出前講座の項目の周知 ・広聴機会の拡充に係る取組の充実

防災に関する出前講座

3 地域プロモーション

現状と課題

1 これまで各課等の任意により、それぞれプロモーション等に係る施策を実施しており、市としての明確な方針やレギュレーション等が明らかでなく、自然や歴史文化等の魅力ある資源が数多く存在する中、単発的なプロモーションで完結し、その効果も十分とは言えないため、市地域プロモーション戦略を確立し、明確な考えのもと、総合的かつ効果的な施策の組立を図りながら、特に、広域連携を図る他市や各課等の取組を横断的に結び付けたインパクトあるプロモーションを継続して展開するなど、市内外に対し、戦略的な発信と活動に努める必要があります。

取組方針

① 戦略的な方針等に基づく効果的なプロモーション事業の展開 重点

市の地域プロモーション戦略を確立するため、その推進する体制を整備しながら、活動方針等を明らかにし、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。また、広域連携を図る他市や各課等の事業を横断的に結び付け、インパクトあるプロモーションを継続して展開するなど、市内外に対し、戦略的な発信と活動に努めます。

主な取組	内　容	
戦略的な推進方針等の確立及び実践	体制	・地域プロモーション推進室の設置及び庁内連携体制の充実 ・庁内連絡協議会の設置及び専門アドバイザーの採用 ・若手職員によるプロジェクトチームの設置
	計画	・総合的かつ戦略的な推進方針等の作成 ・各課等関連施策の推進や導入等に係る基準の作成及び審査方法の検討 ・プロジェクトチームによるパイロット事業の検討
	実行	・全庁的な取組を推進するための職員研修等の実施
部課等横断的な地域プロモーションの実施	体制	・庁内情報共有体制の整備
	計画	・現状把握及びプロモーションの一元化や共有化の検討
推進目標や効果測定に係る明確な指標等の設定	計画	・各課等に対する指標等設定マニュアルの整備
	実行	・明確な指標等の設置及び適切な検証作業の実施 ・検証結果を踏まえた戦略的かつ柔軟な活動の展開

8節 大綱6：市民参画・行政の取組

6-6 行政運営・DX対応

■ 主担当課　総務課　■ 関係課　全課等

小施策

1 計画行政
2 行政改革
3 組織体制・職員研修
4 DX対応

5年後の目指す姿

第2次香取市総合計画の後期基本計画を進めながら、より質の高い計画行政の確立を図るほか、行政ニーズの多様化に応じた組織体制の柔軟な編成や業務の見直しを継続して行い、限られた人的資源のスキル向上及び効果的な活用を図ることにより、本市に相応しい簡素で効率的な行政運営が行われています。また、自治体DXに係る取組も滞りなく進められ、市民等に対し、より利便性の高い行政サービスを提供するため、その変革を続けています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022（令和4）	2023（令和5）	2025（令和7）	2027（令和9）
行政改革	定員管理職員数	各年4月1日時点における市職員数（総務課調べ）	559人	545人	542人	－
組織体制・職員研修	男性職員の育児休業取得率	各年度末時点における男性職員の育児休業の取得状況（総務課調べ）	22.2%（2021）	23.0%	25.0%	－
DX対応	行政手続きのオンライン化件数	各年度末時点におけるオンライン申請が可能な行政手続きの件数（総務課調べ） KPI	21件	31件	40件	50件

関連する個別計画

- 新市建設計画（2006（平成18）年度～2025（令和7）年度）
- 第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）
- 香取市過疎地域持続的発展計画（2022（令和4）年度～2025（令和7）年度）
- 第4次香取市行財政改革大綱（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）
- 香取市機構改革基本方針（第3次）（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）
- 第4次香取市職員定員適正化計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）
- 香取市情報化推進計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）
- 香取市特定事業主行動計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）
- 香取市人材育成基本方針（2007（平成19）年度～）

1 計画行政

現状と課題

1 市の施策推進上、最上位計画となる後期基本計画及び総合戦略を着実に進めるため、毎年、実施計画を策定し、効率的・効果的な施策の推進を図るほか、各施策の内容及び進捗状況等について、客観的な評価を行いながら、その結果を具体的な施策の進め方や予算編成等に反映するなど、より一層、市の取組の根幹をなす計画行政たる仕組みを確立する必要があります。なお、総合計画は、令和9年度が期限となるため、次期計画の策定に対し、手順や工程等の確認など、万全の態勢を図り、当該策定作業を着実に進める必要があります。

2 市の一部過疎指定に伴い、法に基づく過疎計画を策定しており、後期基本計画や総合戦略の推進と連動し、自立した地域として持続的発展に資すること及び過疎指定からの脱却を図るため、特に、人口減少及び少子高齢化対策の強化・拡充が必要なほか、その取組を着実に進めるためには、強固な体制づくりと計画の実践及び実情を踏まえた施策等の柔軟な検証・見直しが必須となります。

3 各施策を着実に進めるには、その推進に当たり、具体的な行動や執行の検討及び実施の際、総合計画などの組織としての方向性を踏まえ、各担当や当該責任権者等の意思決定を積み重ねた個別計画や方針等に基づくことが重要となります。そのため、より強固な推進体制の構築を図ることを含め、市民等の意見を踏まえた様々な個別計画や方針等を各分野・項目に応じて作成し、課題や進め方等の明確な考えを示しながら、施策の推進に努める必要があります。

4 人口動態や経済情勢など、国の指定統計等について、当該調査・報告業務の定期的かつ適切な執行に努めつつ、市の概要及び市勢を明らかにする観点から、他のデータを含め、その蓄積と分析を行い、市独自の統計書としてとりまとめることにより、様々な計画策定や施策の執行等に活かす必要があります。

香取市総合計画審議会

取組方針

① 後期基本計画の進行管理と効率的な行政評価の実施

総合計画等の進行管理や検証等の結果を、各年度の実施計画の作成や予算編成に反映する仕組みを構築します。また、行政評価の方法を抜本的に見直し、作業効率の向上及び事業効果や進捗状況等の的確な把握や政策判断の即決に至る内容の充実を図ります。加えて、総合計画の推進と予算編成の連動を図る過程において、本市の経営及び計画行政に係る総合的かつ効率的な仕組みと体制を構築しつつ、次期総合計画の策定を図ります。

主な取組	内　容	
後期基本計画（総合戦略）の進行管理と評価	体制	・強固な庁内推進体制の再構築 ・市民等の声を反映する仕組みの構築
	計画	・主要施策と予算事業の各進行管理に係る仕組みの検討 ・効果測定に係る事務事業評価及び検証方法の再確認
	実行	・実施計画の策定による施策の推進 ・効率的、効果的な事務事業評価・施策評価の実施 ・まち・ひと・しごと創生推進会議による評価 ・市民等に対する情報周知に係る取組の拡充
	見直し	・資金計画、進行管理、行政評価等関連施策に係る様式や作業内容の統合及び改善
実施計画の実効性向上及び予算編成の効率化	実行	・行政評価と予算編成を連動する仕組みの構築
効率的な行政評価の実現	実行	・行政評価をシステム上で実施する方法の検討
次期総合計画（基本構想を含む）の策定	計画	・手順や工程等の確認及び整理 ・現行計画の検証、市民参加を踏まえた策定作業の実施

② 過疎地域持続的発展計画の効果的な推進（再掲）

過疎計画に掲げた各項目の基本目標等を達成するため、各事業の進行管理等を実施しながら、展開施策の効果的な執行に努めるほか、必要に応じて過疎計画掲載事業等内容の見直しを行います。

主な取組	内　容	
過疎計画の進行管理と評価	実行	・計画の進捗状況等に係る進行管理の実施 ・人口減少及び少子高齢化対策の総合的な展開及び調整 ・全庁的な取組による展開施策の効果的な執行 ・人口減少対策等に係る主要施策の明確化
	見直し	・まち・ひと・しごと創生推進会議による定期的な事業進捗状況等の評価の実施 ・必要に応じた過疎計画掲載事業の見直しの検討

③ 施策の円滑な推進に係る個別計画等の作成

まちづくりにおける総合計画などの市の方向性及び市民等の意見を踏まえ、各事業施策の推進等に当たり、各分野等における課題や進め方等の明確な考えを示しつつ、着実な諸事業の執行に努めるため、より強固な推進体制の構築を含め、様々な部門別の個別計画や方針等を作成します。

主な取組	内　容	
個別計画等の作成に係る取組の強化	実行	・計画行政の推進に係る取組内容の体系化 ・事業目的や工程等の明確化に係る取組の強化 ・部門別計画等の作成推進に係る考え方の周知徹底

④ 適正な統計処理及び統計書の充実

国の指定統計及び県に対する常住人口の定期的な報告など、当該調査業務の適正な執行に努めるほか、市の概要及び市勢を明らかにするため、関連データを含め、その蓄積及び分析を行いつつ、市独自の統計書の作成・充実を図ります。

主な取組	内　容	
国の指定統計等の適正な執行	体制	・統計調査員会、関係機関等との連携
	実行	・調査等業務の適正な執行 ・統計調査員の確保
県に対する常住人口の定期的な報告	実行	・月次住民基本台帳人口の把握及び適正な報告
市独自の統計書の作成及び充実	体制	・庁内関係課等との連携
	実行	・市勢に係る統計データの選定及び調査 ・データ分析の充実 ・定期的な統計書の作成及び内容の充実

2 行政改革

現状と課題

1 厳しい行財政運営を強いられる中、合併を契機として、事務処理方法の改善及び職員数の削減に努めてきており、限られた人的資源を効果的に活用し、行政サービスを安定的に提供する必要があります。

取組方針

① 業務の見直しによる効率的な行政運営の実現

行政需要に迅速かつ柔軟に対応するため、業務の見直しを柔軟かつ継続的に実施します。また、それぞれの業務を把握・整理しつつ、業務量の平準化にも取り組みます。

主な取組	内　容	
行財政改革大綱の進捗管理及び次期大綱の作成	計画	・現行大綱の検証及び次期大綱の作成
	実行	・進捗状況等把握方法の簡素化
BPR（Business Process Re-engineering）等の手法を用いた業務構造の再構築	体制	・全庁的な推進体制の整備
	計画	・BPR推進方針の策定
	実行	・BPRの実施による事務処理の抜本的な見直し ・民間委託等の推進
行政評価等を活用した業務の見直し	実行	・行政評価等と業務改善を連動する仕組みの構築 ・業務改善による効率性等を踏まえた事務分掌の検証と整理

香取市役所

3 組織体制・職員研修

現状と課題

1 多様化する市民の行政ニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう、適切な組織体制の構築が求められています。特に、市民等対応窓口の在り方や臨時的な業務への対応をはじめ、災害や関連施策担当間の調整や相互連携など、組織横断的に対処すべき案件への的確な体制づくり等が重要視されています。

2 限られた人的資源で最大の効果を発揮することのほか、市民の行政ニーズに適切に対応するため、全ての職員の職務遂行能力を向上させ、その能力を十分に発揮できる環境や仕組みを整備することが必要です。

取組方針

① 行政ニーズの多様化に応じた組織体制の構築及び職員適正配置の実践

限られた人的資源で拡大する行政需要に対応し、行政サービスの維持向上を図るため、簡素で効率的な行政運営を目指しつつ、臨時的な業務への対応を含め、組織体制の見直しや業務量の平準化に取り組みます。また、組織横断的に対処すべき案件に適切に対応するため、柔軟な体制づくり等に努めます。

主な取組	内　容	
香取市機構改革基本方針の検証及び次期方針の作成	計画	・現行方針の検証及び次期方針の作成
行政ニーズの多様化に応じた組織体制の柔軟な編成	実行	・状況把握と柔軟な組織体制の編成 ・組織横断的に対処すべき案件への対応
第4次香取市職員定員適正化計画の検証及び次期計画の策定	計画	・現行計画の検証及び次期計画の策定
職員適正配置の実践	実行	・再任用や定年延長に伴う多様な任用制度の活用 ・業務量平準化に係る対応の推進

② 職員の人材育成及び勤務環境の向上

多様化する市民の行政ニーズに対応するため、研修内容等の充実を図り、職員個々の能力向上に努めます。また、各職員が能力を十分に発揮できる適材適所の人員配置に努めるとともに、活躍の場づくり及びジョブローテーションによる計画的な人材の育成を図ります。

主な取組	内　容	
職務遂行能力の向上	計画	・職員研修計画の作成及び明確化
	実行	・計画的な職員研修の実施及び参加機会の向上 ・職場内研修の仕組み及び内容の拡充 ・政策課題研究チーム等による研鑽機会の検討 ・人的スキルの向上に資する取組の充実
	見直し	・人材育成方針の見直し ・人事評価制度の見直し
香取市特定事業主行動計画の検証及び次期計画の策定	計画	・現行計画の検証及び次期計画の策定
勤務環境の向上	実行	・ワークライフバランスの実現 ・職場内におけるサポート体制の充実 ・ジョブローテーションの計画的かつ着実な執行

4 DX対応

現状と課題

1 自治体業務が複雑化し、行政ニーズも多様化している中、市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、行政サービスのデジタル化をはじめとした自治体DXへの対応が求められています。

2 DXの推進に係る国の対応及び企業等における先進的な取組が進む中、その情報や動向を的確に把握・整理しながら、状況に応じ、各関係課等に対する情報の提供や事業施策の推進等による取組を促すなど、世情の動向と市の方針や対応状況等に大きなかい離が生じないよう、適切な対応を図る必要があります。

取組方針

① 自治体DXの推進

重点

国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、庁内の推進体制を確立し、重点取組事項へ対応します。

主な取組	内　容	
DX推進方針の策定及び推進	計画	・具体的な取組内容の検討
国が定める標準準拠システムへの移行対応	実行	・現行システムとの差の洗い出し
	見直し	・事務フローの見直し
マイナンバーカードの普及促進	実行	・利用方法拡大による利便性の向上
オンライン申請手続等のサービス拡大	計画	・先進自治体を模範とした手続のオンライン化推進
	実行	・マイナポータル（ぴったりサービス）等の利用推進
業務効率化のためのデジタルツール導入の検討	計画	・AIやRPA等の活用方法の検討
テレワークやオンライン会議システムの活用推進	体制	・オンライン会議システム等を活用した本庁・支所間の連携強化
	実行	・テレワークの推進
セキュリティ管理体制の強化	実行	・デジタル技術活用拡大に伴うセキュリティ対策の強化

② DXの推進に係る国や企業等の動向への対応

国のDXの推進に係る様々な施策対応や企業等における先進的な取組が進む中、その動向や情報等を的確に把握しつつ、市の政策上、有効な案件については、各関係課等に対し、必要な情報の提供や市としての取組の検討を促すなど、世情等の動向とかい離が生じないよう、必要に応じ、適切な対応を図ります。

主な取組	内　容	
国のDX関連施策の把握と対応	実行	・情報の把握と整理 ・関係課等に対する必要な情報等の提供及び周知
企業等による先進的な取組等の把握と対応	実行	・情報の把握と整理 ・企業等からの事業連携の申入れ等への対応 ・関係課等に対する必要な情報等の提供及び周知

6-7 財政運営

8節 大綱6：市民参画・行政の取組

■ 主担当課　財政課　■ 関係課　全課等

小施策

1 財源確保
2 経営効率化
3 財産管理･調達

5年後の目指す姿

中長期財政推計の基、財源確保の工夫や経営視点による財政運営システムの構築が進み、計画行政の確立と同様、将来に向けた自主性・自立性の高い、健全な財政運営が継続しており、特に、財産管理の適正化を含む経営の効率化、執行事業の選択と集中、事務事業の簡素化及び効率化に資する取組が着々と実を結び、その効果が大きく表れています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022（令和4）	2023（令和5）	2025（令和7）	2027（令和9）
財源確保	一般市税の収納率	各年度における市民税や固定資産税などの市税調定額に対して収納された額の割合（税務課調べ） KPI	95.00%（2021）	95.05%	95.10%	95.15%
	ふるさと納税受入額	各年度のふるさと香取応援寄附金受入額（企画政策課調べ） KPI	375,284千円（2021）	500,000千円	750,000千円	1,000,000千円
経営効率化	将来負担比率	各年度における市が将来支払うべき負担等の残高を指標化した将来財政を圧迫する可能性の度合い（財政課調べ）	19%（2021）	30%以内	30%以内	30%以内
財産管理・調達	公共施設総延べ床面積縮減率	各年度末時点における公共施設の総延床面積の2016（平成28）年度末時点からの縮減率（財政課調べ） KPI	0.5%（2021）	1.0%	3.8%	6.6%

関連する個別計画

- 第3期香取市まち･ひと･しごと創生総合戦略（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）
- 第4次香取市行財政改革大綱（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）
- 香取市公共施設等総合管理計画（2016（平成28）年度～2045（令和27）年度）
- 第4次香取市職員定員適正化計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）
- 香取市中長期財政推計（2022（令和4）年度～2031（令和13）年度）

1 財源確保

現状と課題

1 市民税や固定資産税など、依然として一定数の未申告者等が存在しており、課税客体の把握及び公平な税負担の適用を図るため、現状の改善を図る新たな調査手法の検討など、当該対策の強化が必要です。

2 人口減少に伴う相対的な税収の減少傾向が顕著となる中、調定額の推移を念頭に置きつつ、引き続き、滞納処分の適正化や未収入債権の回収に努めるなど、収納率の向上を図る必要があります。

3 財政運営上、貴重な一般財源について、必要な執行事業を選考し、効果的に充てることが基本となるため、全ての事業において、予算編成や計画的な執行を図るに当たり、有利な特定財源の確保に取り組む必要があります。

4 ふるさと納税制度を活用し、市の魅力や特産品等に付加価値を加え、全国へと発信することにより、知名度の向上、地域産業の活性化等を図るとともに、貴重な財源として、積極的な確保に努める必要があります。また、広告表示に伴う収入をはじめ、ネーミングライツやクラウドファンディングなど、財源確保に係る幅広い手法の導入を検討するほか、必要に応じ、事業等の実施に係る参加費の徴収・適正化を図る必要があります。

5 各公共施設の使用料収入等について、施設利用稼働率の向上や利用者増加に係る施策を積極的に進めつつ、受益者負担の原則に基づき、施設の指定管理費を適切に積算する観点を含め、管理経費等に応じた額の適正化及び減免基準の厳正化を図る必要があります。

取組方針

① 課税客体の把握及び公平な税負担の適用

市民税等に係る未申告者等の状況を改善するため、引き続き、課税客体の把握及び公平な税負担の適用に努めるほか、新たな調査手法を検討するなど、当該対策の強化を図ります。

主な取組	内　容	
課税客体の把握及び税負担の公平性に係る対策方針等の確立	計画	・基本的な事項及び集中対策方針等の作成
	実行	・賦課や調査等に係る事務手続の検証及び必要な手順の確認 ・集中対策に係る適正な執行 ・情報収集方策の再確認
市民税未申告者に対する調査事業の拡充	実行	・eLTAX等電子送信による提出義務者への周知の検討 ・新たな調査手法習得のため、国税機関との協議体制の構築に向けた検討
固定資産税の未評価家屋に対する調査事業の強化	見直し	・調査推進を強化するため、業務委託等を含めた対策の検討
償却資産の未申告事業所に対する調査事業の強化	実行	・保有資産予測システム等を活用した調査業務委託を含めた対策強化の検討

② 市税収納率の向上及び債権管理の適正化

市税収納率の向上を図るため、特に、現年分の収納確保を強化するほか、滞納処分の適正化に努めます。また、未収入の私債権を含む総合的な債権管理体制の充実を図り、適正かつ効率的な債権管理に努めます。

主な取組	内　容	
現年分の収納確保の強化と滞納処分の適正化	実行	・口座振替や納付手続のキャッシュレス化の推進 ・滞納整理及び処分手続の適正化 ・徴収指導員の指導に基づく効果的な滞納整理や徴収方法の習得
債権管理体制の強化	実行	・債権管理の情報及びノウハウの共有 ・債権管理マニュアルの整備及び充実 ・関係職員のスキル及び能力の向上

③ 国・県等補助金及び地方債等特定財源の効果的な活用

限られた財源で事業を計画的に実施するためには、国・県等の補助金の活用や交付税算入措置のある地方債の発行等が欠かせないため、当該事業課等において、特定財源に係る国等の措置を敏感に捉えるなど、十分な体制の強化を図りつつ、効果的な事業の実施に資する特定財源の確保に取り組みます。なお、財務規則上、諸事業の執行に当たり、特定財源を充てるものについては、その確保が確実でない場合は執行手続ができないため、当該適正額の把握・確保及び適切な手続等に努めます。

主な取組	内　容	
国・県等補助金の活用推進	実行	・国や県等の動向把握と適切な対応 ・地方創生推進交付金等の効果的な活用
交付税算入措置のある財政的に有利な地方債の活用	実行	・合併特例債や過疎債等の計画的な活用
特定財源の適正な把握及び手続等の確認	実行	・各事業に充当している特定財源確認手法の確立 ・特定財源充当事業の執行に係る制限の周知徹底 ・各課等における特定財源確保方策の強化

④ ふるさと香取応援寄附金の有効活用及び幅広い財源確保方策の検討 重点

寄附者に対し魅力的な特産品や体験型の返礼品等を提供することで、市の魅力を全国へと発信し、知名度の向上、地域産業の活性化を図るほか、企業版ふるさと納税の活用を含め、貴重な財源の一つとして積極的な確保に努めます。また、広告表示に伴う収入など、幅広い財源確保方策を講じるほか、必要に応じ、諸事業の実施に伴う適正な参加費等の徴収を図ります。

主な取組	内　容	
ふるさと香取応援寄附金の積極的な活用	計画	・有効な情報発信方法及び効果的な活用方法の検討
	実行	・魅力的な返礼品の創出及び寄附金の増加に係る取組の充実 ・プロモーション施策との連携等の整理と確認
企業版ふるさと納税の有効活用	体制	・全庁的な企業へのPR体制の構築
	計画	・企業等との事業連携及びマッチング方法の検討
	実行	・企業への積極的なPR施策の展開
幅広い財源確保方策の検討及び導入	体制	・庁内連携体制の確立
	計画	・新たな財源確保方策の検討
	実行	・新たな財源確保方策に係る方針等の周知徹底及び取組

⑤ 公共施設等の施設利用促進策の展開及び適正な使用料等の設定

施設利用稼働率の向上及び利用者増加施策の積極的な推進に努めるとともに、受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理経費や行政サービスの提供原価等を踏まえた使用料等適正額の設定及び定期的な見直し、減免基準の厳正化を図ります。

主な取組	内　容	
施設使用料等適正化に係る取組の充実	計画	・定期的な状況把握及び適正額の設定に係る考察 ・施設利用稼働率の向上に係る課題等の整理
	実行	・利用者増加施策の積極的な展開 ・使用料等減免基準の適切な運用 ・指定管理者等との使用料等の徴収に係る協議の徹底
手数料の適正化	実行	・サービス提供原価等を考慮した適正額の設定

2 経営効率化

現状と課題

1 一般会計予算等の編成及び執行において、歳出超過状態が継続する見込みのため、持続可能な財政構造の確立を図るため、中長期的な視点で改善に取り組む必要があります。

2 人口増加に向けた戦略的な事業を実施するには、その前提として、現状を踏まえ、経費の節減及び経営の効率化を追求しつつ、基金の設置や活用を含め、財源を考慮しながら、必要な事業の選択と集中を図る必要があります。そのため、まず、総合計画の推進、執行事業の進行管理、事務事業評価、中長期の財政推計や各年度の予算編成及び予算執行に係る資金管理計画など、それぞれの関わりと役割を認識しながら、市における一連の行財政運営システムとして再構築を図ることとし、より質の高い経営に資する仕組みと体制を整備する必要があります。

3 少子高齢化が進む中、人口減少等に伴う市税等収入減の状況にかかわらず、市民ニーズ等の変化や新たな行政需要に対応するため、年々、所管する業務の種類と量が増えています。また、扶助費等の恒常的な社会保障関連経費の増加が懸念され、財政の硬直化が更に進むと予測しており、その対策として、事務事業の抜本的な見直しや効率化の推進、職員数の縮減及びサービス提供主体の移管を含む民間移譲等の推進など、現在、積極的かつ待ったなしの予防措置を講じる必要があります。

取組方針

① 中長期財政推計に基づく財政運営の適用

毎年度、ローリングしながら中長期財政推計（おおむね10年間）を作成し、予算編成を図る際の前提としており、引き続き、当該推計値の精度を高めながら、計画的な財政運営に努めます。歳入歳出の両面から、推測可能な所要額を具体的に積み上げ、より実態に近い形で推計し、持続可能な財政構造の確立に向けた取組の一つとして進めます。

主な取組	内　容	
中長期財政推計の更新及び活用	体制	・歳入と歳出見通しの精緻化に係る取組体制の充実
	実行	・中長期財政推計に基づく事務事業の見直し及び予算編成の実施 ・次期総合計画及び実施計画作成作業との連携
財政推計を反映した計画行政の推進	体制	・庁内連携による他の計画作成等への反映

② 経営効率化の追求及び財源の有効活用に係る事業の選択と集中

限られた財源を有効活用するため、経費の縮減及び経営効率化に係る方針等を明確化し、経営に直結する質の高い行財政運営システムを構築しながら、必要な事業の選択と集中を徹底するなど、経営力の強化に取り組みます。

主な取組	内　容	
経費の節減及び経営効率化に係る方針等の作成	計画	・経費の節減及び経営効率化に係る方針等の作成 ・執行事業の選択と集中に係る具体的な取組の検討
	見直し	・財務規則の周知徹底 ・スクラップアンドビルドの徹底 ・サンセット方式の導入
質の高い経営に資する行財政運営システムの再構築	体制	・企画及び財政担当による関係業務の整理と連携 ・庁内関係課等との連携強化
	計画	・各関連計画等の現状把握と関連性の確認及び整理 ・市政の効率的な経営に資する行財政運営システムの考察 ・重複する役割や手続等の整理及び統合簡素化
	実行	・ICTやシステム等の効果的な活用
執行事業の選択と集中	体制	・庁内連携体制の強化
	実行	・計画行政に係る早期の事業費具体化の徹底 ・計画事業と予算要求経費のかい離の解消 ・執行事業の選択と集中に係る次期総合計画及び実施計画作成時の考察及び決定
基金の設置及び運用	体制	・基金管理関係課等及び会計課との連携
	実行	・財政調整基金及び減債基金の適正な管理及び運用 ・目的基金の設置及び適正かつ計画的な管理と運用 ・定額運用基金の適切な管理及び運用 ・事業会計に係る基金の適切な管理及び運用

③ 事務事業の簡素化及び効率化の推進

市の行うべき業務と他に委ねるもの等を明確化し、サービス内容の充実及び効率化を前提としつつ、可能な限り、民間移譲や廃止等を判断するなど、既存事務事業等の簡素化を図ります。また、事業の規模及び効率的な事務手続に資する見直し等を徹底し、経費の節減及び人員削減へとつなげるほか、財政の硬直化を防ぐため、公債費の各年度支出額の低減に取り組みます。

主な取組	内　容	
事務事業の規模及び事務手続の見直しと経費縮減の徹底	実行	・民間移譲の推進 ・事務手続の効率化及び経費節減に係る意識の徹底 ・人員削減につながる取組の強化
	見直し	・年度ごとの事業規模の低減及び計画年度期間の延長 ・事務手続の効率化及び諸経費の縮減に係る整理 ・費用対効果が小さい事業の廃止の検討
公債費の各年度支出額の低減	計画	・個別施設計画等に基づく計画的な公共施設の整備 ・対象事業の年度間執行平準化の検討 ・各事業計画期間の延長等による単年度執行額の低減
	実行	・適債事業の特定による財源の確保 ・交付税算入措置のある起債の優先的な適用

3 財産管理・調達

現状と課題

1 市の公共施設等総合管理計画の根幹となる、個別施設計画を抜本的に見直し、合併により引き継いだ各施設の在り方や必要性等を十分に勘案しつつ、可能な限り、人口規模等に見合った公共施設の総量とするべく、方針や諸経費等を明確化し、具体的な工程に基づく取組として、積極的に進める必要があります。また、一部の施設では、設置目的や所管が曖昧であるなど、今一度、全ての施設の在り方等について、経営の視点を加えた十分な精査と確認が必要となっています。

2 施設の統廃合等により生じた空き公共施設については、引き続き、他の用途による活用実態があるなど、所管の不透明さも加わり、普通財産への転換及び効果的かつ明確な意図に基づく利活用が進んでいません。また、未活用の市有地も多く、その所在や現状の確認及び処分を含めた対応も十分とは言えません。このため、物品調達を含め、今一度、財産管理の適正化や関係手続等に係る方針等を明確化し、当該認識の周知徹底を図りつつ、遊休財産の利活用及び処分を積極的に進める必要があります。

取組方針

① 公共施設等総合管理計画の推進及び施設設置目的等の再確認

重点

各公共施設の在り方及び必要性等を勘案しつつ、人口規模等に見合った総量とするため、具体的な諸経費等の積み上げ等による個別施設計画の抜本的な見直しを行い、確かな工程に基づく取組を進めます。また、施設経営に係る視点を重視しながら、設置目的と所管の再確認及び当該設置管理条例の整備・充実に努めます。

主な取組	内　容	
公共施設等個別施設計画の抜本的な見直し	見直し	・具体的な諸経費等の積み上げによる抜本的な見直し ・確かな工程の確認整理及び年次計画の見直し
人口規模等に見合った総延床面積の縮減に向けた具体的な検討	実行	・各施設の在り方や必要性等の確認整理 ・設置目的や所管の再確認及び設置管理条例の整備充実 ・固定資産台帳の整備による施設保有量の正確な把握 ・改修や撤去等に係る財源措置の検討

② 財産管理の適正化及び空き公共施設等利活用の推進

庁内における空き公共施設利活用の推進体制を構築し、統廃合等により生まれる空き公共施設の方針（転用、売却、除却等）を都度決定する仕組みを作り、利活用の推進を図ります。

主な取組	内　容	
財産管理の適正化及び利活用等に係る取組方針等の明確化	体制	・庁内連絡調整機能の強化
	計画	・適正管理及び利活用に係る方針等の作成 ・普通財産への転換及び財産処分に係る基準等の明確化 ・管理手続等の明確化及び管理マニュアル等の作成
	実行	・各課等の管理分を含めた財産管理台帳の整備充実 ・財務規則の周知徹底 ・所管の明確化及び効率的な管理の実践
庁舎及び支所の適切な維持管理と利便性の向上	実行	・施設の適切な維持管理の実施及び利便性の向上 ・施設のLED化、空調機更新等の実施
空き公共施設等利活用推進体制の構築及び処分等の推進	体制	・関係部課等との連携強化
	実行	・施設状態及び課題等の確認整理 ・遊休土地等市有地の所在及び状態の確認 ・利活用及び処分財産の情報周知 ・貸付物件の状況等の把握及び精査
地縁団体等との利活用等に関する調整	体制	・市民及び地縁団体等との連携及び調整
	実行	・財産貸付状況等の確認及び整理 ・遊休財産等に係る具体的な管理活用方策等の調整
物品調達及び備品等管理の適正化	体制	・会計課、庁内関係課等との連携
	計画	・物品調達の効率化に係る方針等の作成 ・物品等管理マニュアルの整備
	実行	・財務規則の周知徹底 ・備品台帳等の適正な整備

民間事業者が活用している旧小見川南小学校

福祉事業者が活用している旧利北分校